

さいたま市水道局建設工事等請負業者選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道局が発注する建設工事の請負並びに工事に伴う設計、調査及び測量業務（以下「建設工事等」という。）の指名業者の選定及び一般競争入札における入札参加資格の設定（以下「業者の選定等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(業者の選定等)

第2条 業者の選定等は、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号）第18条の2第3項で規定する資格者名簿に登録された者の中からさいたま市水道局契約審査委員会規程（平成15年さいたま市水道部企業管理規程第24号）に基づくさいたま市水道局契約審査委員会の審査を経て行うものとする。

(建設工事の発注標準)

第3条 建設工事の業者の選定等は、原則として別表第1及び第2により行うものとする。なお、等級を区分しない業種については、金額、工事の難易度により、総合数値、技術者の人数等を考慮し、その都度水道事業管理者が定める。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工上必要があるときは、次の各号に掲げる工事について当該各号に定める業者の選定等を行うことができる。

(1) S級に区分された業者を選定及び入札参加資格の設定すべき工事

A級に区分された業者

(2) A級に区分された業者を選定及び入札参加資格の設定すべき工事

S級又はB級に区分された業者

(3) B級に区分された業者を選定及び入札参加資格の設定すべき工事

A級又はC級に区分された業者

(4) C級に区分された業者を選定及び入札参加資格の設定すべき工事

B級に区分された業者

3 特殊な技術を要する工事、緊急に補修又は復旧を要する工事、その他特別の理由がある場合は、前2項の規定にかかわらず、業者の選定等を行うことができる。

(指名業者の数)

第4条 建設工事等の設計金額に対応する指名業者の数は、原則として別表第3の区分により選定する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 特殊な技術、機械器具又は生産設備を必要とする工事の場合

(2) その他特別の理由のある場合

(指名業者として選定又は一般競争入札に参加できない業者)

第5条 第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、指名業者として選定又は一般競争入札に参加することができない。

(1) さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成15年水道局設定）に基づく入札参加停止期間中である者

(2) さいたま市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外期間中である者

(3) 主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者

(4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項による営業停止処分期間中の者

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の11で準用される施行令第167条の4第

1 項に該当する者及び水道局の発注する工事で同条第 2 項各号のいずれかに該当する行為があった者

(6) 水道局の発注する建設工事等で、労働基準監督署から、安全管理の改善に関する指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している者

(7) 水道局の発注する建設工事等で、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等契約関係について、関係行政機関等の情報から不相当であると認められた者

(8) 労働基準局等から、労働関係等の問題について通報があり、これに対する改善を行わない状態が継続している者

(選定の方法)

第 6 条 指名業者を選定するときは、市内業者育成に配慮し、次の各号に掲げる事項について総合的に勘案するとともに、指名が特定の業者に偏ることのないよう、留意するものとする。

(1) 経営状況

(2) 建設工事等の施工状況

(3) 手持建設工事等の状況

(4) 建設工事等施工能力

(5) 当該建設工事等の地理的条件

(6) 安全管理の状況

(7) 労働福祉の状況

(8) 各構成員の自己資本額、建設業に従事する職員の数及び技術職員の数それぞれの合計値

(9) 各構成員の経営状況分析の総合評点の平均値

(10) 各構成員の営業年数の平均値

(準用)

第 7 条 この要綱は、次に掲げる場合に準用する。

(1) 水道局が発注する建設工事等に係る特定共同企業体の構成員の業者の選定等

(2) 参加意向確認型指名競争入札における参加意向確認対象者の選定

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、水道事業管理者が別に定める。

附 記

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

(岩槻市の編入に伴う経過措置)

2 岩槻市の編入の日前に、編入前の岩槻市の区域における編入前の岩槻市建設工事等請負業者の資格等に関する規則（昭和53年岩槻市規則第17号。以下「編入前の岩槻市規則」という。）の規定によりなされた級別格付けによる業者の選定等に係る手続その他の行為であって、岩槻市の編入の日以後においてもその効力を有するものの手続その他の行為は、なお編入前の岩槻市規則の例による。この場合において、「審査委員会」とあるのは「さいたま市水道局契約審査委員会」と読み替えるものとする。

附 記

この要綱は、平成15年6月1日から実施する。

附 記

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 記

この要綱は、平成17年7月1日から実施し、6月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成21年4月8日から施行し、この要綱による改正後のさいたま市水道局建設工事等請負業者選定要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成21年3月31日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 3 条関係)

発 注 標 準

業者 級別	発 注 の 標 準 と な る 設 計 金 額				
	土木工事	建築工事	舗装工事	上水道 管工事	電気、管、 とび・土工、 造園工事
S 級	9,000 万円以上	10,000 万円以上			
A 級	9,000 万円未満 3,500 万円以上	10,000 万円未満 4,750 万円以上	3,500 万円以上	5,000 万円以上	2,500 万円以上
B 級	3,500 万円未満 1,750 万円以上	4,750 万円未満 1,750 万円以上	3,500 万円未満 1,750 万円以上	5,000 万円未満 2,500 万円以上	2,500 万円未満 1,250 万円以上
C 級	1,750 万円未満	1,750 万円未満	1,750 万円未満	2,500 万円未満	1,250 万円未満

※ 格付けしない業種の発注方法

金額、工事の難易度により、総合数値、技術者の人数等を考慮し、その都度管理者が定める

別表第 2 (第 3 条関係)

優秀建設工事業者表彰者又は工事成績優秀業者に適用する発注標準

業者 級別	発注の標準となる設計金額				
	土木工事	建築工事	舗装工事	上水道 管工事	電気、管、 とび・土工、 造園工事
S 級	9,000 万円以上	10,000 万円以上			
A 級	10,000 万円未満 3,500 万円以上	13,000 万円未満 4,750 万円以上	3,500 万円以上	5,000 万円以上	2,500 万円以上
B 級	4,500 万円未満 1,750 万円以上	6,250 万円未満 1,750 万円以上	4,500 万円未満 1,750 万円以上	6,000 万円未満 2,500 万円以上	3,500 万円未満 1,250 万円以上
C 級	2,250 万円未満	2,250 万円未満	2,250 万円未満	3,000 万円未満	1,750 万円未満

別表第3（第4条関係）

指 名 業 者 の 数

設 計 金 額		業 者 数
注1	250万円以下	2者
注2	100万円以下	
注1	250万円を超え 500万円未満	5者
注2	100万円を超え 500万円未満	
	500万円以上 2,500万円未満	6者
	2,500万円以上 5,000万円未満	7者
	5,000万円以上 1億円未満	8者
	1億円以上 2億円未満	9者
	2億円以上	10者

注1：建設工事のみ

注2：設計、調査及び測量業務のみ